

令和7年度横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）委託

2 委託期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで

※認知症初期集中支援チームの設置期間は5年間ですが、当該年度の運営状況が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結します。

3 履行場所

当該医療機関及び関係機関、訪問家庭等

4 設置数

4事業者（1区につき1事業者）

※公募対象は鶴見区、西区、南区、栄区

5 事業の目的

この事業は、国の定める地域支援事業実施要綱の包括的支援事業に位置付けられている認知症初期集中支援推進事業として、横浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱に基づき実施する事業です。

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とします。

専門職からなる支援チームの設置及び認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）による訪問活動支援等を行うため、医療機関に業務を委託します。

6 事業実施体制等

次の（1）～（5）のすべてを整えることとします。

（1）稼働体制（チーム員が相談、訪問に対応できる時間帯）

原則、週5日、1日あたり6時間以上

※他の業務との兼務可能です。この時間全て訪問するというわけではありません。

※チーム員が不在の場合でも、相談対応できる体制を整えることとします。

（2）人員体制

チーム員は、アを満たす専門職（以下「専門職」という。）2名以上、イを満たす専門医（以下「専門医」という。）1名の計3名以上の専門職で編成します。他の業務との兼務は可能です。

ア 次の要件をすべて満たす者2名以上とします。

（ア）「保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」

等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

- (イ) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者
- (ウ) 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとします。

※応募時点では(ウ)の要件は必要ありませんが、契約の締結が決定した場合、チーム員は国の定める「認知症初期集中支援チーム員研修」に参加することとします(必須)。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とします。

※原則として、次年度の研修に参加していただきます。

イ 次の要件のいずれかを満たす医師1名とします。

- (ア) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師。

- (イ) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する医師(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る)。

※認知症サポート医でなくとも応募は可能としますが、その場合は原則として、直近の養成研修を受講していただきます。

(3) 担当エリア

支援チームの担当エリアは、支援チームが配置されている区内全域とし、区内全域に対応できる体制を整えることとします。

(4) チーム員の役割

専門職は、目的を果たすために訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行うこととします。専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行うこととします。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需することとします。

訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は、原則として医療系職員と介護系もしくは福祉系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問することとします。

(5) 連携体制について

支援チームは、地域包括支援センター職員や区福祉保健センター職員、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保することとします。

7 訪問支援対象者

本事業の対象者は、原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、(1)及び(2)のいずれかの基準に該当する者とします。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 繙続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
- エ 介護サービスが中断している者

- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

8 業務内容

次の(1)～(4)の業務をすべて行うこととします。

- (1) 支援チームに関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行うものとします。

- (2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

訪問支援対象者の把握については、支援チームが地域包括支援センターまたは区福祉保健センター経由で訪問支援対象者に関する情報を入手できるように配慮することとし、チーム員が直接訪問支援対象者に関する情報を知り得た場合においても、地域包括支援センター及び区福祉保健センターと情報共有を図ります。

イ 情報収集及び観察・評価

支援チームは、本人のほか家族等のあらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、本人の現病歴、既往歴、生活情報等に加え家族の状況等を情報収集するとともに、指定された観察・評価票を用いて、認知症の包括的観察・評価を行います。

ウ 初回訪問時の支援

支援チームは、初回訪問時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び訪問支援対象者やその家族の心理的サポートや助言等を行います。

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

支援チームは、初回訪問後、訪問支援対象者ごとに、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行います。必要に応じて、訪問支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、区福祉保健センター職員等の参加も依頼します。

オ 対象者への初期集中支援の実施

支援チームは、医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善等の支援を行います。

支援期間は、訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6か月とします。

カ 引き継ぎ後のモニタリング

支援チームは、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎを行うこととします。

原則として引き継ぎ後2か月以内に、サービスの利用状況等を評価し、必要性を判断の上、隨時モニタリングを行います。

キ 記録等の保管

支援チームは、訪問支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類を適切に管理、保管しなければならないこととします。

(3) 実績報告

国及び市が定める様式により、市に実績報告を行います。

- ア 毎月の業務を市の定める様式により実施月の翌月 10 日までに市に報告を行うこと。
- イ 支援対象者の事例・支援状況等について、市の定める様式により、四半期ごとに各四半期終了後、翌月 10 日までに市に報告を行うこと。
- ウ 国の指示に基づき、国の定める様式により、市に実績報告を行うこと。
- エ その他、市が別途指示する項目について、市に報告を行うこと。

(4) 認知症初期集中支援チーム検討委員会への参加

市及び区が設置する「認知症初期集中支援チーム検討委員会」に必要に応じて参加し、支援チームの活動状況等を報告します。

【「認知症初期集中支援チーム検討委員会」（以下「検討委員会」という。）】

- ・医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成され、関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための合意を図る場とします。
- ・支援チームと医療関係者との連携を図るため、認知症疾患医療センターや地元医師会との事前協議や主治医（かかりつけ医）等との地域の連携システムの構築を図ります。
- ・検討委員会において、支援チームの設置及び活動状況を検討します。

9 事業実施における留意事項

事業の実施にあたっては、市及び設置区と協議の上、国の定める認知症施策推進大綱及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨に留意し、横浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱及び本市が定める「横浜市認知症初期集中支援チーム事業実施の手引き」に則って実施すること。また、「認知症初期集中支援チーム員研修テキスト」（国立研究開発法人長寿医療研究センター）を参考とすること。

10 経費支出等

(1) 支払期限

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払います。

- (2) 事業実施経費に不足が生じた場合、市は実施団体に対し不足分を補填しないものとし、受託者が負担するものとします。

11 個人情報の保護等

実施団体は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別添「横浜市認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム）個人情報等取扱規定」、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。